ロ　制水弁、空気弁、消火栓、減圧弁及び排水設備の形式及び口径
ハ　止水栓の位置
ニ　道路、河川、鉄道等を架空横断する管路等の構造形式、条数及び延長

4　調書及び図面の記載事項に変更があつたときは、速やかに、これを訂正しなければならない。

（水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表）

第十七条の四　水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2　前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。

3　前項の需要の算出に当たつては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4　水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5　水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

（情報提供）

第十七条の五　法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一　（略）
二　水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託及び法第二十四条の四第一項の規定による水道施設運営権の設定の内容を含む。）
三～八　（略）

（委託契約書の記載事項）

第十七条の六　令第九条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の七　（略）

（業務の委託に関する特例）

第十七条の八　法第二十四条の三第六項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして法第二十条第三項ただし書、第二十二条及び第二十二条の二第一項の規定を適用する場合における第十五条第八項、第十七条第一項並びに第十七条の二第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。

（水道施設運営権の設定の許可の申請）

第十七条の九　法第二十四条の五第一項に規定する厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）は、次に掲げるものとする。

一　申請者が水道施設運営権を設定しようとする民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）の定款又は規約
二　水道施設運営等事業の対象となる水道施設の位置を明らかにする地図

（新設）

（情報提供）

第十七条の二　法第二十四条の二の規定による情報の提供は、第一号から第六号までに掲げるものにあつては毎年一回以上定期に（第一号の水質検査計画にあつては、毎事業年度の開始前に）、第七号及び第八号に掲げるものにあつては必要が生じたときに速やかに、水道の需要者の閲覧に供する等水道の需要者が当該情報を容易に入手することができるような方法で行うものとする。

一　（略）
二　水道事業の実施体制に関する事項（法第二十四条の三第一項の規定による委託の内容を含む。）
三～八　（略）

（委託契約書の記載事項）

第十七条の三　令第七条第三号ハに規定する厚生労働省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

第十七条の四　（略）

（新設）

（新設）